

公 告

海岸法（昭和31年法律第101号）第37条の4に違反して許可なく一般公共海岸区域に放置している船舶（以下、対象物という）の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので同法第37条の8の規定において読み替えて準用する第12条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月27日

鹿児島県知事 塩田 康一



- 1 次の表に掲げる対象物の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権利を取得した者は、令和8年2月27日までに当該対象物を一般公共海岸区域内から撤去すること。

図面番号	対 象 物	船 舶 番 号	所 在 地
1	船舶	250 - 21406	西之表市西之表地内の一般公共海岸区域 (上石寺川河口南側付近)

- 2 1の対象物が、期限内に撤去されない場合は、海岸管理者である鹿児島県知事がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、海岸法第37条の8の規定において読み替えて準用する第12条第10項規定により、撤去をしなかった者の負担とする。

- 3 対象物の所在地を表示する図面



出典：国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#17/30.708052/130.977255/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1glj0h0k010m0t0z0r0s0m0f1&d=m>)

地理院タイル（電子地形タイル）を加工して作成